

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																					
高知理容美容専門学校	昭和53年3月15日	近藤 邦夫	〒 780-0972 (住所) 高知県高知市中万々85番地3 (電話) 088-825-3111																					
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																					
学校法人高知理容美容学園	昭和53年3月15日	三宮 豊辰	〒 780-0972 (住所) 高知県高知市中万々85番地3 (電話) 088-825-3111																					
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																			
衛生	専門課程	美容科	平成12(2000)年度	-	-																			
学科の目的	美容師に必要な能力を育成するとともに、その教養を高め職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする																							
学科の特徴(取得可能な資格・中退率等)	美容師国家資格・JHSAヘッドスパ検定3級・JNECネイリスト技能検定3級・JHSAジェルネイル技能検定初級・中級・ABEまつ毛エクステンションアシスタントディレクター、フェイシャルエステティシャン、サービス接遇実務検定、パーソナルカラー検定2級・3級、美肌検定等 中退率15%																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,010 単位時間	600 単位時間	単位時間	1,410 単位時間	単位時間																	
			単位	単位	単位	単位	単位																	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																					
160 人	100 人	0 人	0 %																					
就職等の状況	■卒業者数(C) :	47	人																					
	■就職希望者数(D) :	45	人																					
	■就職者数(E) :	45	人																					
	■地元就職者数(F) :	31	人																					
	■就職率(E/D) :	100	%																					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	69	%																					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	96	%																					
	■進学者数 :	0	人																					
	■その他																							
	進路未決定者2名について 1名: 婚姻により就業、進学せず 1名: 他業種休職中 (令和4年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 高知県内及び関西圏、関東圏の美容室、ネイルサロン、まつエク専門店、結婚式場など																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																							
当該学科のホームページURL	https://krbs.ac.jp/hair_dressing.html																							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																							
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>2,010 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td> <td>330 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>2,010 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td> <td>330 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	2,010 単位時間	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	330 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	2,010 単位時間	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	330 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間			
	総授業時数	2,010 単位時間																						
	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	330 単位時間																						
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																						
	うち必修授業時数	2,010 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	330 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																						
	(B : 単位数による算定)																							
<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>							総授業時数	単位	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位				
総授業時数	単位																							
うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位																							
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																							
うち必修授業時数	単位																							
うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																							
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		6 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																						
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																						
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																						
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																						
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																						
計		6 人																						
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数</td> <td>6 人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	6 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	6 人																							

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

実践的かつ専門的な職業教育を行う観点から、業界における人材の専門性に関する動向、実務に関する知識・技術・技能などを、企業等からのヒアリング等により教育課程編成委員会で広く意見を求める把握・分析した上で、新たな授業科目の開設を含め、現在の授業内容や方法の改善の工夫につなげる。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教育課程の編成について、企業・業界団体等との連携により、企業等から必要となる最新の知識・技術・技能等について意見を求め、その意見を学内においてカリキュラム編成に十分活かす場として位置づけている。また教務会議における(科目検討、シラバス検討、授業方法検討など)中核的委員会として位置づけ、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとしている。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
近藤 邦夫	高知理容美容専門学校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	一
増田 栄司	高知理容美容専門学校 事務長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	一
清藤 千秋	高知理容美容専門学校 理容科長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	一
高野 敏彰	高知理容美容専門学校 美容科長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	一
今橋 幸男	高知県美容生活衛生同業組合 副理事長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	①
刈谷 幸作	サロン「Happy Maker」経営	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	③
藤本 ゆかり	サロン「ピアリ」経営	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	③
高橋 舞子	「HAIR MAKE MAIKO TAKAHASHI」経営	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	③
西森 誠晃	サロン「Hair Make Bamboo」経営	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年11月14日 14:30～15:30

第2回 令和5年2月27日 15:00～16:00

※第1回 令和5年7月24日 14:00～15:00 第2回 令和6年2月(予定)

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

最近はメンタル面で弱い方が多く離職に繋がることもある。コミュニケーション力、聞く姿勢、態度など「社会人」への教育の一つとして卒業生による講話など提案があり、今後どのように改善できるかを、意見を反映の上授業方法や内容等を吟味し今後検討をしていく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業から講師を派遣して頂き、企業が必要としている美容師としての知識や技術また礼儀を学ぶことで、就職した際にもすぐに受付や仕事のフォローができるようになる。また美容師として必要な技術や、最新の技術を身に付け、より実践で役に立つ知識と技術を修得できるよう企業との連携を密に取り組む。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

担当教員と企業の講師による事前打ち合わせを行い、実習内容や学習成果の達成度目標等について検討する。学校での学習内容を踏まえた上で、現場で必要とされる知識や技術が習得できるよう、担当教員と企業講師が連携して指導を行う。実習修了時には、企業講師による学生の学習成果の評価を踏まえ、成績評価、単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ブライダル ・アイラッシュ	和装・洋装におけるメイク・ヘアセット・着付けの基本と応用	全日本華秀会
サロンワーク (カット・ブロー)	カット・ブローの基本と応用	(株)RT
エステティック テクニック	フェイシャルエステティックの基本技法・美容機器の取り扱いや効果を理解する	有限会社 ブライダルスタジオ(クルル美容室)
トータルアート (スタイリング・メイク)	美容師として必要な基本的なメイクアップとスタイリング技術を学び、併せてデザイン性についても身に付ける	有限会社 ブライダルスタジオ(クルル美容室)
トータルビューティー (ネイル・エステ)	ネイル技術の手指の扱い方、ケアの工程を理解し技術を習得する	ネイルサロンペトラディ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行ってのこと。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

高知理容美容専門学校学校教職員研修規定に基づき、教員の授業内容や教育指導、教育技法などの資質向上を目的とした、教員一人ひとりの指導力を高めて行く事を基本方針とする。

例年行われる10月中旬の四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会への参加及び3月下旬実施を予定している教職員研修への参加。(テーマについては、年度途中に研修として必要性のあるテーマを学内で決定する)

その他必要に応じ日程調整の上研修を行う。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 着付け講習 連携企業等： 全日本華秀会

期間： 令和4年9月14日 対象： 教員

内容 浴衣着付けの基本手技

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会 連携企業等： オフィス イズ

期間： 令和4年10月15日～16日 対象： 教職員

内容 e-Learningについて 他、自分の中にあるイライラと上手に付き合う方法（自分が変われば見え方が変わる）

研修名： 「質問の力」コーチングを学ぶ 連携企業等： #REF!

期間： 45015 対象： 教職員

内容 字王指導面においてカワセリングか、コーナンクか、それぞれ大切な役割があることを目的とした実践的研修による教職員のスキル向上。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会 連携企業等： 四国地区理容師美容師養成施設協議会

期間： 令和5年8月3日 対象： 教職員

内容 ヘッドマッサージ技術他

研修名： ネイル技術の指導に関する共用技術講習 連携企業等： ネイルサロンペトラディ

期間： 令和5年12月19日～20日 対象： 教職員

内容 教職員の学生指導面におけるスキルアップ

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会 連携企業等： 四国地区理容師美容師養成施設協議会

期間： 令和5年10月14日～15日 対象： 教員

内容 理美容機器の視点からみた、サロン内装のトレンドについて 他

研修名： 第2回「質問の力」コーチングを学ぶ 連携企業等： オフィス イズ

期間： 令和6年3月下旬予定 対象： 教職員

内容 学生指導面においてカワセリングか、コーチングか、それぞれ大切な役割があることを目的とした実践的研修による教職員のスキル向上2回目。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価については、文部科学省策定の専修学校における学校評価ガイドラインをベースに自己評価を行い、学校長が再点検の上、その客観性を高めるために学校関係者評価委員会に報告を行っている。そして学校関係者評価委員会から出された提言等を学校運営に反映させていく方針である。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	学校理念・目的・育成人材像定義、学校における職業教育特色定義、学校の将来構想定義、学生・保護者への周知、業界ニーズに向けての方向付
(2)学校運営	目的等に沿った運営方針策定、運営方針に沿った事業計画が策定、運営組織や意思決定機能の規則等への明確化、人事・給与に関する規定等の整備、教務・財務等の組織整備など意思決定システムの整備、業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制整備、教育活動等に関する情報公開、情報システム化等の業務の効率化
(3)教育活動	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等の策定、教育到達レベルや学習時間の確保の明確化、体系的なカリキュラム編成、キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などの実施、関連分野の企業・関係施設等や業界団体との連携によるカリキュラムの作成・見直し等、関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的な位置づけ、授業評価の実施・評価体制、職業教育に対する外部関係者からの評価、成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確化、資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけ、人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員確保、関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメント、関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組、職員の能力開発のための研修等
(4)学修成果	就職率の向上化、資格取得率の向上化、退学率の低減化、卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価の把握、卒業後のキャリア形成への効果把握し学校の教育活動の改善への活用化
(5)学生支援	進路・就職に関する支援体制整備、学生相談に関する体制整備、学生に対する経済的な支援体制整備、学生の健康管理を担う組織体制、課外活動に対する支援体制整備、学生の生活環境への支援、保護者との連携、卒業生への支援体制、社会人のニーズを踏まえた教育環境整備、高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組
(6)教育環境	施設・設備の整備化、学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等についての十分な教育体制の整備、防災に対する体制整備
(7)学生の受け入れ募集	学生募集活動の適正化、学生募集活動においての教育成果の正確な伝達、学納金の妥当性
(8)財務	学校財政基盤の状況、予算・収支計画のは有効性及び妥当性、適正な会計監査の実施、財務情報公開体制整備
(9)法令等の遵守	法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営状況、個人情報保護対策、自己評価の実施と問題点の改善、自己評価結果公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献実施状況、学生のボランティア活動奨励、支援実施状況、地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等の実施状況
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

委員からの意見として、①「社会人としての挨拶の定着化していないことが見受けられる」②「地域貢献として、県の行事へのボランティア参加は出来ないか」などが上がり、①に対しマナーの授業を行ってはいるが、実践的なマナーに結びつくよう授業内容を検討すると回答し、次年度授業内容の検討に入る。②については学校行事であるコンテスト時期が重なることがあるが、貢献できるよう前向きに検討するご回答

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
一ツ松 はつみ	サロン「ひとつまつ」	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	卒業生

今城 美紀	理容「Imajo」	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	地域住民
高橋 芳太郎	有限会社宇賀 代表取締役	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
脇田 真司	on未来を作る美容室 代表	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等			
(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()) URL: https://krbs.ac.jp/disclosure.html 公表時期: 每年4月(予定)			

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

職業教育への研鑽を組織的、継続的に進めるには、企業連携が必須と思われ、その連携を有意義なものとするためには、企業にとって、学校の教育人材目標やその現状が体制として見えやすいものになっていなければならない。教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会などの会議規程の透明性や開放性はものより、自己点検評価の各指標全体が検証可能な透明性や開放性を持つことが、そのためにも必須であり、企業等の学校関係者に情報提供することにより、教育内容の改善、教育活動の活性化に繋げていく方針である。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、教育理念、教育目標
(2)各学科等の教育	学科別カリキュラム、特色、各種資格取得、就職状況
(3)教職員	教職員概要(教員数)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職指導、就職サポート
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、イベント、施設・設備
(6)学生の生活支援	各種奨学金、一人生活応援制度
(7)学生納付金・修学支援	各種奨学資金、学費サポート制度
(8)学校の財務	貸借対照表 収支決算書 財産目録
(9)学校評価	自己点検評価結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://krbs.ac.jp/disclosure.html>
公表時期: 每年8月予定

授業科目等の概要

必修	(専門課程 美容科)			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携				
	分類		授業科目名					講義	演習							
	選択必修	自由選択						実験・実習	・実技							
1	○		関係法規・制度	美容師の業務に関連する法律について学ぶ	1前2後	30	1	○		○		○				
2	○		衛生管理	公衆衛生の異議と本質を理解して環境衛生、感染症、消毒法について学ぶ	1通2後	90	3	○		○	○					
3	○		保健	人体構造及び機能、皮膚科学について学習する	1通2前	90	3	○		○	○	○				
4	○		香粧品化学	物理、化学、香粧品科学について学習する	1後2後	60	2	○		○	○					
5	○		文化論	美容の歴史・文化などについて学習する	1後2通	60	2	○		○	○					
6	○		美容技術理論	美容の技術に関する理論を学習する	1通2通	150	5	○		○	○					
7	○		運営管理	美容業に関するマ-ケッティング、接客などについて学習する	2後	30	1	○		○	○					
8	○		美容実習	美容師国家試験の課題を中心に美容業に関する技術を学習する	1通2通	900	30	○		○	○	○				
9		○	接遇マナー	美容師として必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学ぶ。	1通	30	1	○		○		○				
10		○	総合教養	サロンの起業に関する基本的な事項を学ぶ 美容師に必要な基礎的な教養を学ぶ	1前2通	90	3	○		○	○					
11		○	カラーワーク (カラー・シャンプー)	基本的なシャンプー・イング技術、ヘアカラーの塗布手順、染毛剤と染毛料の塗布、染毛剤の調合などを学ぶ	1後	60	2		○	○	○					
12		○	トータルアート (スタイリング・メイク)	美容師として必要な基本的なメイクアップとスタイリング技術を学び、併せてデザイン性についても身に付ける(メイクは企業による授業)	1通	60	2		○	○	○	○				

13	○	トータルビューティー(ネイル・エステ)	基本的なネイル技術を実習にて学び、エステティックの基本的手順や美容現場における必要な接客を学ぶ	1後	60	2		○		○	○	○	○	○
14	○	サロンワーク(カット・ブロード)	カット概論を学び、カット技術やスタイリング技術、アイロン技術を実践にて学ぶ	1後	60	2		○		○	○	○	○	○
15	○	カット・ブロードテクニック	カット技術の種類、技法、シザーストレーニング・ブロッキングを学び、カット技術全般を実践してスタイリングやアイロンカールまで学ぶ	2通	240	8		○		○	○			
16	○	育毛・サロンテクニック	ヘッドスパに必要な人体生理学や環境に配慮した用品の選択や技術の習得を図る	2前	120	4		○		○	○			
17	○	メイクテクニック	韓国風メイク、ナチュラルメイク、アイブロー、キズメイク、撮影技術などを学ぶ。					○		○	○	○	○	○
18	○	ネイルテクニック	基礎理論を理解してジェルの基本技術を理解して実践作業を通して検定試験に向けて反復する。	2後	120	4		○		○	○	○	○	○
19	○	カラー テクニック	毛の構造、特徴を理解して、グレイカラー やファッショナルカラーの理論・塗布練習を通してカラーテchniqueを学ぶ。ヘッドマッサージやカウセリングを理解して、基本テクニックを学ぶ					○		○	○			
20	○	エステティックテクニック	身体・皮膚のしくみと働き、化粧品の種類と働き、カウセリング、フェイシャルトリートメントなどサロンでの実践技術を学ぶ	2後	120	4		○		○	○	○	○	○
21	○	ブライダル・アイラッシュ	着物の歴史化に始まり、帯結び、振袖、成人式へアメイク、ブライダルマナーに至るまで成人式の着付けマスターを学ぶ。アイラッシュの基本的技法を習得する	2後	120	4		○		○	○	○	○	○
合計				21 科目			67 単位 (単位時間)							

卒業要件及び履修方法				授業期間等	
卒業要件： 行われた定期試験で可以上の評価を取得し所要の67単位を取得すること。				1学年の学期区分	
所定の教育課程の全ての科目を履修し定期試験を受けること。2年次選択科目前			2期		
履修方法： 期は15又は16~18(3科目で1セット)のいずれかを選択し、16~18選択者は後期 19、20、21のいずれかを選択する。			1学期の授業期間		21週

(留意事項)

- 1 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。